

## 1 基本理念

障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、  
ともに支え、ともに参画できる「共生社会」の実現

第 6 次瑞浪市総合計画の健康福祉分野では、「みんなで支え合い健やかに暮らせるまち」を定めています。

本計画においてもこの基本方針に基づき、障がい者一人ひとりの能力、適性、発達段階と社会環境に応じた保健、福祉、医療、教育、就労に関する施策を横断的かつ計画的に推進することによって、障がい者の自立と障がい者がいきいきと安心して生活できる地域社会の実現を目指します。

本計画が目指す基本理念は、第 3 次瑞浪市障害者計画の考え方を引き継ぎつつ、「障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる『共生社会』の実現」として定めます。

## 2 基本的視点

本計画の基本理念の実現に向けて、次の視点を基本に計画を推進します。

## ① 地域での共生

共生社会では、地域のだれもが必要に応じて支援の受け手になると同時に、それぞれの特長を活かして担い手にもなります。障がい者自身も、ともに社会を変えていく主体としての役割をいっそう期待されています。障害者権利条約の理念を尊重し、障がい者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえるとともに、意思決定・意思表明のために必要な意思疎通手段や情報取得手段について、その選択の機会が確保されるよう取り組んでいきます。

## Ⅱ ② 差別の禁止

障害者権利条約第5条において、障がいに基づくあらゆる差別を禁止するとともに、障がい者が日常生活を送る上で妨げとなる様々な障壁を取り除く「合理的配慮」の提供が確保されるための適当な措置をとることが求められています。また、障害者基本法第4条及び障害者差別解消法においてその趣旨が具体化されていることに鑑み、障がい者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供を推進していきます。

## Ⅱ ③ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がい者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障がい者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行うことが求められています。支援にあたっては、障がい者が日常生活または社会生活で直面する困難に着目して実施されるとともに、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮しつつ、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることから、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的な視点をもって支援をしていきます。

## Ⅱ ④ 障がいの特性に配慮したきめ細かい支援

障がい者一人ひとりの固有の尊厳を重視する障害者権利条約の理念を踏まえ、障がい福祉施策は、障がいの特性に応じた個別的な支援の必要性に配慮して策定することが求められています。その際、外見からは分かりにくい障がいを持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障がいは程度がわかりにくく多様化しがちである点に留意する必要があります。また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい<sup>※</sup>、盲ろう・重症心身障がい<sup>※</sup>その他の重複障がい等について、社会全体のさらなる理解を促進していく必要があります。

女性や子どもにおいては、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合や、年齢に応じた対応が求められる場合があること等から当事者のおかれた個々の状況に応じた支援に取り組んでいきます。

### 3 施策の体系

〔基本理念〕

障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、  
ともに支え、ともに参画できる「共生社会」の実現

〔基本目標〕

- 1 支え合う市民意識の醸成  
【共生意識】
- 2 療育・保育・教育の充実  
【療育支援】
- 3 自立と社会参加の促進  
【就労支援・余暇活動】
- 4 生活支援体制の充実  
【生活支援】
- 5 安全・安心のまちづくり  
【環境整備】

〔基本施策〕

- (1) 広報・啓発の推進
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 地域福祉活動、ボランティア活動の推進
- (1) 早期療育と療育支援体制の充実
- (2) インクルーシブ教育の推進
- (3) 障がい児サービスの充実
- (1) 一般就労、経済的自立の支援・促進
- (2) 福祉的就労の確保
- (3) 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (1) 相談支援体制の充実と人材育成
- (2) 障害福祉サービスの充実
- (3) 保健・医療サービスの充実
- (4) 権利擁護体制の充実
- (1) 生活環境の整備
- (2) 情報取得や意思疎通の支援
- (3) 外出時の移動支援
- (4) 防犯・防災体制の整備

【事業】

広報紙・ホームページを活用した啓発、障害者週間等における啓発、地域福祉行事を通じた啓発、障がい者マークの普及促進、障害者差別解消法の周知促進、障害者差別解消法に基づく市の責務の遂行、障害者虐待防止法の周知促進、人権施策推進指針に基づく取り組みの推進 (P18)

小中学校における福祉教育の促進、小中学校における交流・共同学習の推進、地域における交流活動の推進 (P20)

住民主体による地域活動の支援、ボランティアセンター機能の充実、ボランティア活動への参加啓発、ボランティアの育成 (P21)

保健・保育・教育・福祉の連携強化、相談窓口体制の充実による早期発見・早期療育の実現 (P22)

加配保育士・学業支援員の適正配置、特別支援コーディネーター機能の充実、保育士・幼稚園教諭・教職員の資質向上、特別支援教育推進協議会による学校間連携の推進、適正な就学指導の実施、保育・教育における合理的配慮の提供 (P24)

事業所等との連携と適正なサービス提供、放課後等支援の充実、特別支援学校との連携による社会生活への移行支援、重症心身障がい児向けサービスの拡充、重症心身障がい児等への支援についての協議、居宅訪問型児童発達支援の実施の検討 (P25)

障がい者雇用の啓発、障がい者の就労の場の確保、障がい者の就労定着支援、市職員にかかる法定雇用率の遵守と計画的採用の実施 (P27)

障がいの特性に応じた就労支援、優先調達推進法に基づく市の積極的な調達、就労施設製品の販路拡大、新分野との連携支援 (P28)

生涯学習講座の充実、総合文化センター行事におけるバリアフリー対応の促進、市民図書館の点字・映像資料の充実、博物館等におけるバリアフリー対応の促進、スポーツ・レクリエーションの充実、障がい者団体主催イベントの支援、観光パンフレットへのバリアフリー情報掲載 (P30)

市における相談支援体制の充実、基幹相談支援センターの設置、制度等に関する積極的な情報提供、地域総合支援協議会の充実、地域生活支援拠点の整備、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の協議、専門的人材の育成・確保 (P32)

特定相談支援事業による計画相談の実施、居宅サービスの確保、日中活動の場の確保、居住の場の確保に対する支援、コミュニケーション支援の充実、レスパイトケアの充実、医療型短期入所の確保、自立生活援助の実施の取り組み、介護保険の共生型サービスとの連携、第三者評価事業の実施促進 (P35)

安全な妊娠出産に対する教育・保健指導、専門的医療機関情報の把握と提供、福祉医療費助成の実施、自立支援医療の周知と利用促進、機能訓練事業の周知と利用促進、精神疾患への理解促進と健康相談の実施、難病患者への支援とその周知 (P36)

成年後見制度の利用促進、日常生活自立支援事業の利用促進、権利擁護相談の実施、障がい者虐待対策の推進 (P38)

ユニバーサルデザインによる公共施設整備、公共施設のバリアフリー情報の提供、安全な道路整備の実施、住宅のバリアフリー化促進 (P39)

見やすい広報紙と「声の広報」の利用促進、音声読み上げ等に対応したホームページの充実、公文書における障がいの特性に応じた情報提供体制の拡充、申請手続き時の意思疎通支援、手話奉仕員の養成 (P40)

移動にかかる割引制度の周知、移動にかかる助成制度の周知とニーズ検証、移動手段の確保にかかる検討 (P41)

地域の見守り活動の強化、消費生活相談・法律相談の実施、避難行動要支援者名簿の登録推進と活用、防災訓練の充実、福祉避難所の確保、災害時支援体制の強化 (P42)